

平成19年8月2日

各 位

会 社 名 アライドテレシスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長 大嶋 章 禎
(コード番号: 6835・東証第2部)
問合せ先責任者 I R 部部長 原 洋 一
(TEL. 03-5437-6007)
(URL <http://ir.at-global.com/>)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年3月28日開催の第20期定時株主総会において定款変更議案を付議し、議決されましたことをご知らせいたします。なお、定時株主総会開催前の召集ご通知に記載し自社ホームページにて掲載しておりますが、適時開示として不十分でしたので、遅くなりましたがお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株主総会における代理人による議決権行使について、代理人の員数を明確にするため、変更案第15条のとおり変更するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等について、インターネットを利用する方法により、より充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第16条を新設するものであります。
- (3) 取締役の適正人員の確保ならびに経営体制の効率化のため、変更案第18条のとおり取締役の員数を削減するものであります。
- (4) 取締役が長期的視野のもとに経営判断を行い実践できるようにするため、変更案第21条のとおり任期の変更を行うものであります。
- (5) 社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるようにするとともに、社外より優秀な人材の招聘を容易にするため、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とする変更案第28条第2項及び変更案第36条第2項を新設するものであります。なお、社外取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定の新設には、各監査役の同意を得ております。
- (6) 取締役の任期変更に伴い、会社法第459条第1項の条件を充足しなくなるため、現行定款第42条及び第43条の削除ならびに変更案第43条の新設を行い、剰余金の配当等を決定する機関の変更等を行うものであります。
- (7) 語句の修正を行うとともに、配当金に利息をつけない旨を明確にするため変更案第44条のとおり変更するものであります。
- (8) 上記に関する条文新設及び削除に伴い、条数変更を行うものであります。
- (9) 現行定款附則1. は効力発生済のため削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年3月28日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成19年3月28日（水曜日）

別紙

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 } (条文省略) 第14条	第1条 } (現行どおり) 第14条
(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。
現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第16条 (条文省略)	第17条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は10名以内とする。	(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は5名以内とする。
第18条 } (条文省略) 第19条	第19条 } (現行どおり) 第20条
(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. (条文省略)	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. (現行どおり)
第21条 } (条文省略) 第26条	第22条 } (現行どおり) 第27条
(取締役の責任免除) 第27条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 (新 設)	(取締役の責任免除) 第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額を限度とする。
現 行 定 款	変 更 案
第28条 } (条文省略) 第34条	第29条 } (現行どおり) 第35条
(監査役の責任免除) 第35条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)	(監査役の責任免除) 第36条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社

<p>の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 (新設)</p>	<p>法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額を限度とする。</p>
<p>第36条 7 第41条 (条文省略)</p>	<p>第37条 7 第42条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当決定機関) 第42条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条の定めにより、剰余金の配当等を行うことができる。 2. 当社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によって行わない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日) 第43条 期末配当は毎年12月31日、中間配当は毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行うことができる。 2. 前項のほか、毎年3月31日および9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>現行定款</p>	<p>変更案</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当) 第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。</p>
<p>(剰余金の排斥期間) 第44条 期末配当金、中間配当金および前条第2項に基づいて支払われた配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第44条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。また、配当金には利息をつけないものとする。</p>
<p>(附則) 1. 第4条から第39条までの変更は、「会社法」(平成17年法律第86号)の施行を停止条件とする。 以上</p>	<p>(削除) 以上</p>